

重要事項説明書

社会福祉法人元気村

介護付き老人ホーム栗橋翔裕園

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 元気村
主たる事務所の所在地	〒365-0039 埼玉県鴻巣市東1丁目1-25
代表者(職名・氏名)	理事長 神成 裕介
設立年月日	平成5年1月7日
電話番号	本部事務局 TEL 048-544-0880 / FAX 048-544-0882

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護付き老人ホーム 栗橋翔裕園
サービスの種類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
事業所の所在地	〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋303-1
管理者	早川 正輝
電話番号	TEL 0480-48-5163 / FAX 0480-55-0006
事業所番号	埼玉県 第1170900730号 平成22年4月1日
敷地概要(権利関係)	所有者 : 社会福祉法人 元気村 敷地面積 : 1935.00㎡
建物概要(権利関係)	所有者 : 社会福祉法人 元気村 構造 : 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延床面積 : 1934.26㎡
利用定員	定員40人
面会時間	8:30~19:00 ※面会簿への記入をお願いします。

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、指定特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。
運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 ・従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとします。 ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. サービスの内容

月額利用料に含まれるサービス	専用居室の利用と共用施設の利用 【生活相談サービス】生活上の相談、関係機関の紹介 【食事提供サービス】1日3食の提供 【介護サービス】食事、排泄、入浴、各種レクリエーション等 【生活利便サービス】来訪者の取次ぎ、配達物の受け取り、各種届の受付等 【健康維持支援サービス】健康相談、栄養相談、医療機関の紹介 【安全管理サービス】安否確認、緊急時対応、夜間警備等 【その他のサービス】国の定める制度に基づいて必要とされるもの
ホームが提供する介護サービスの内容、頻度及び費用	別添「別表」の「介護サービス等の一覧表」によります。
損害賠償	入居者または入居者の家族に対して、サービス提供にあたり損害を与えた場合は賠償します。 ただし、入居者または入居者の家族に故意または過失がある場合は、損害額を減額することができます。

5. 主な設備等

専用居室	居室数 : 40 室(全室個室) 居室面積 : 24.00 m² 居室内設備 : トイレ・洗面台・収納タンス・ベッド・エアコン・カーテンレール・ナースコール・室内照明器具・調理器(IH)
共用施設の概要	1階: 玄関、下足入れ、エントランスホール、エレベーターホール 事務室、面談室、メールコーナー、一時介護室(15 m²)、個浴浴室(3) 談話コーナー兼機能訓練室、食堂兼機能訓練室、厨房、 車椅子対応トイレ 2階: エレベーターホール、談話・娯楽・集会室、個別浴室(2)、喫煙室、 ルーフバルコニー
ナースコール等 緊急連絡・安否 確認	共用の浴室、トイレ、各居室内にナースコールを設置。 介護職員が定期的に巡回して安否を確認。
その他の設備	会議室・汚物処理室・倉庫等

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤		非常勤		常勤換算後の人数	夜間勤務職員数(16:30～翌9:30)	備考
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1			0.2		同一敷地内兼務
生活相談員	1				1.0		
看護職員	3				3.0		
介護職員	11		7		13.5	2	
機能訓練指導員		1			0.5		看護師兼務
事務職員	1				1.0		
計画作成担当者	1				1.0		
調理員	0				0		委託業者

※常勤換算方法の考え方

従業者の勤務延時間数を、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数(40 時間)で除した数

7. 勤務体制

従業者の種類	区 分	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)常勤で勤務	4 週 8 休
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	4 週 8 休
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	4 週 8 休
介護職員	日 勤 (8:30～17:30)	4 週 8 休
	早 出 (7:00～16:00)	
	遅 出 (9:30～18:30)	
	夜 勤 (16:30～翌 9:30)	
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)で勤務	4 週 8 休
計画作成担当者	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	4 週 8 休

8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたってご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 坂巻 洋美
管理責任者の氏名	管 理 者 早川 正輝

運営懇談会の開催状況	年1回 主な議題(入居者及び連帯保証人の要望、意見、サービス提供の状況など)
------------	--

9. 利用料

管理費 居住に要する費用	55,000円/月
生活費 食材料費及び 共用部光熱水費	46,324円/月
サービス提供費 人件費・施設維持 管理費等	※前年度の収入に応じて県の助成金があります。(別表参照)
上乗せ介護費用	介護度に応じて料金が変わります。(別表参照)
居室に係る 光熱水費	電気代・・・個メーターにて使用した分 水道料・・・1,000円/月(基本料金相当)
冬期加算	1,960円(11月～3月)
理美容代	実費
クラブ活動 レクリエーション 行事参加費	行事等の参加費や、レク・クラブ等の材料費が生じた場合は実費となります。
医療費等	医療機関に受診・入院された場合の治療費や薬代など、費用に応じ実費となります。
退居時の居室クリーニングの費用 及び原状回復費	委託業者からの請求額をお支払いいただきます。
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(日常生活上必要な消耗品など)については実費となります。

※入退居時の1ヶ月未満の月額利用料は日割り計算とします。(円未満切捨て)

但し、管理費及び居室に係る光熱水費のうち、水道料(基本料金相当)は月額となります。

※サービス提供費は、入居月の1日以外の入居の場合は発生いたしません。入居月の1日から入居の場合は月額となります。月途中で退居の場合においても月額となります。

※外泊・入院等で居室を不在にした場合においても、管理費及び居室に係る光熱水費のうち、水道料(基本料金相当)は月額となります。

※外泊・入院等の場合、生活費のうち食材費相当額を当施設の規程により日割り計算します。(円未満切捨て)

10. 請求及び支払方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

※請求書は毎月上旬に発送いたします。

なお、領収書につきましては翌月の請求書発送の際に同封いたしますのでご了承ください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 埼玉りそな銀行 栗橋支店 普通口座 3569869 口座名義：社会福祉法人元気村 理事長 神成裕介 (シャカイフクシホウジンゲンキムラ リゾチョウ カナリユウスケ)
口座振替	ご指定の口座より、毎月13日に口座振替となります。 (土・祝休日の場合は直後の平日) 初回口座振替については、書類発送の締切日等の都合により開始月が異なります。

11. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

男女別入居者数	男性 10名	女性 28名
平均年齢	85歳 8ヶ月	90歳 5ヶ月

【介護度別】

要支援 1	1名
要支援 2	2名
要介護 1	14名
要介護 2	10名
要介護 3	6名
要介護 4	4名
要介護 5	1名

12. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

13. 協力医療機関

医療機関名称	医療法人社団尽徳会 県西在宅クリニック
所在地	〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東2-35-5
電話番号	0480-53-6738
診療科目	内科・外科・呼吸器科・循環器科・心臓血管外科・消化器科・泌尿器科等

医療機関名称	医療法人社団 ねんりん会 新白岡口腔リハ歯科クリニック
所在地	〒349-0212 埼玉県白岡市新白岡7-14-14新白岡ホープ館101
電話番号	0480-92-7910
診療科目	訪問歯科診療

※緊急の場合、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 苦情等相談窓口

※サービス提供に関する相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	坂巻 洋美(生活相談員) 畑井 紀子(介護支援専門員)
受付時間	毎日 8時30分～17時30分
受付電話番号	0480-48-5163

15. 施設利用時の留意事項

- (1)施設内では、利用者及びご家族の「営利行為、宗教の勧誘、政治活動」は禁止します。
- (2)共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。
- (3)施設内では指定場所において喫煙可能とし、その他の火気の取り扱いは、認めておりません。
- (4)けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為はご遠慮願います。
- (5)安全・衛生等管理上必要な指示にご協力願います。
- (6)事業所内での金銭及び食べ物のやり取りはご遠慮ください。
- (7)事業所の職員に対する贈答品はお受けできません。
- (8)利用者又はそのご家族の体調により、感染症の観点から面会を制限する場合がございます。
- (9)その他
 - ・利用者から居室の変更希望の申し出や同居者とのトラブル、また心身の状況に変化があった場合は、居室の空き状況に応じて居室の変更を検討いたします。その際には、利用者やご家族等と協議の上で決定するものといたします。
 - ・入居後においても基本的にいつでもご家族と一緒に外出及び外泊ができます。事前に「外出・外泊届」をご提出ください。

16. 入居・退居等

入居の条件	(1)入居時の年齢が60歳以上の方。 原則として、既に要介護認定を受けており、介護保険の「特定施設入居者生活介護」のサービスをご利用いただける方。 (2)利用料等(月額利用料及び原状回復費)のお支払いができる方。 (3)連帯保証人を1名立てられる方。 (4)社会福祉法人元気村の運営方針に賛同し、円満に共同生活を営める方。 (5)入院加療を要する病態の方及び感染症など、他の入居者に伝染させる恐れのある方は入居をお断りする場合があります。
連帯保証人の役割	(1)入居契約に基づく入居者の「社会福祉法人元気村」に対する債務について、入居者と連携して履行の責を負っていただきます。 (2)入居者が居室及び施設内設備に損傷を与え原状回復しない場合、施設の定める費用を賠償していただきます。 (3)入居契約が終了し、又は、社会福祉法人元気村が請求したときは、入居者の身柄を引き取っていただきます。 (4)入居者の死亡により契約が終了した場合、入居者の遺留品等を引き取っていただきます。又、引き取り期限までに引取りのない場合は、その引取り日までの利用料金相当額を支払っていただきます。
契約の解除	以下に掲げる項目の一つに該当したときは、入居者及び連帯保証人に弁明の機会を設けた上で、30日の予告期間をおいて、契約を解除し退居していただく場合があります。 (1)入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合。 (2)利用料等及びその他の費用の支払いをしばしば遅滞し、又は、滞納額が3ヶ月に達したとき。 (3)サービス提供費の減額にあたり、虚偽の届出を行なったとき。 (4)入居者以外のものを居室に居住させたとき。 (5)建物、付属備品又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失させたとき。 (6)入居契約や運営規定で定める規定に違反したとき。 (7)入居者の行為が、他の入居者の生活及び健康に重大な影響を及ぼすとき。 (8)その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。 ※入居者の方が契約を解除しようとするときは、30日の予告期間が必要です。